

令和4年 北秋田市農業委員会 第1回総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月14日（金） 午後2時から午後3時25分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎大会議室

3. 出席委員（27名）

2番	長岐 正	3番	長崎 成人	4番	佐藤 政信
5番	成田 博幸	7番	武石 修一	8番	伊東 誠子
9番	三澤 敏行	10番	杉渕 光則	11番	佐藤 利子
12番	宮腰 文義	13番	齊藤 富美雄	14番	佐藤 稔
15番	佐藤 邦久	16番	木村 正彦	18番	堀部 栄一
19番	金 俊英	21番	近藤 裕太	22番	檜森 正
24番	佐藤 茂延	25番	伊藤 鶴一	28番	簾内 豊
29番	中嶋 力藏	30番	堀部 聡	32番	松橋 利彦
34番	金田 悦子	36番	長岐 一志	37番	後藤 久美

4. 欠席委員（9名）

1番	若松 一幸	6番	澤藤 匠	17番	藤島 喜美男
20番	武田 響一	23番	土濃塚 謙一郎	26番	三沢 博隆
27番	鈴木 豊	31番	佐藤 篤史	33番	三浦 和憲

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第1号	会務報告
第 2	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第 3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第2号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 5	議案第3号	北秋田農業振興地域整備計画変更案に対する意見について
第 6	議案第4号	令和3年度分北秋田市農地賃借料情報の提供について
第 7	議案第5号	農地の権利取得に係る下限面積の設定について

7. 出席した事務局職員

局長 福田 公人 主査 佐藤 裕和

8. 議事録署名委員

7番 武石 修一 8番 伊東 誠子

9. 会議の概要

事務局	<p>これより令和4年北秋田市農業委員会第1回総会を開会いたします。 まず始めに、出席状況についてご報告いたします。委員総数36名中、欠席届は、1番若松一幸委員、6番澤藤匠委員、17番藤島喜美男委員、20番武田響一委員、23番土濃塚謙一郎、26番三沢博隆委員、27番鈴木豊委員、33番三浦和憲委員の8名から出されております。31番佐藤篤史委員からは連絡がありませんが、36名中、27名の出席であり、定足数に達しておりますので、総会成立となります。 総会の議事進行は会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>会長あいさつ（ 省略 ）</p>
会 長	<p>これより令和4年北秋田市農業委員会第1回総会を開会いたします。 まず始めに、議事録署名者の指名であります。恒例によりまして当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（ 異議なしの声 ）</p>
会 長	<p>異議なしと認め当職より指名をいたします。議席番号7番武石修一委員、同じく8番伊東誠子委員にお願いいたします。それでは、報告第1号「会務報告」を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>（ 議案書 会務報告を基に説明 ）</p>
会 長	<p>会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。</p>
会 長	<p>次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。 報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について。 農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。 令和4年1月14日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。</p> <p>（ 議案書 受付番号1番を朗読 ） これを含み、4ページの受付番号4番までの4件、合計面積15,343平方メートルとなります。 以上、よろしくお願いたします。</p>

会 長 報告第2号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等
ございませんか。

16番 16番の木村です。1番の耕作不便とはどのようなものですか。

事務局 機械等が入れない場所だと伺っております。

15番 15番の佐藤です。4番の解約の理由が売買のためとありますが、売買だと3条の
案件になるのではないですか。

事務局 所有者が売買するために解約すると届け出があったものです。売買については、
この後の3条で審議させていただきます。

会 長 質問が無いようですので、次に進みます。次に、議案第1号「農地法第3条の規
定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをお開きください。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和4年1月14日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 受付番号1番を朗読)

これを含み、7ページの受付番号4番までの4件、合計面積23,482平方メートル
となります。この件につきましては、別添資料1の調査書にあるとおり、農地法第
3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認
しております。なお、今回は現地調査を行っておりませんので、担当より説明いた
します。

事務局 3条については耕作目的の権利移動であることから、降雪により現地確認が困難
である場合においては航空写真による確認とさせていただいておりますので、その
結果について報告させていただきます。

まず、受付番号の1番ですが資料の方は8ページから11ページになります。
9ページをお願いします。申請地の谷地川上は掛泥集落の西はじから北北東へ700
m程の所にあり、掛泥向はあけぼの町のローソンから国道7号線に向かって700m
程の所の跨線橋を越えたところの右手にあります。すべて耕作可能な状況に見受け
られました。

次に、受付番号の2番ですが、資料の方は12ページから14ページになります。
13ページをお願いします。場所は川井集落の西300m程の所で、川井集落から増沢
集落へ向かう農道の途中にあります。こちらもすべて耕作可能な状況に見受けられ
ました。

次に、受付番号の3番ですが、資料の方は15ページから18ページになります。
16ページをお願いします。場所は柳原が李岱集落の北40m程の所、下中島が李岱集
落の北200m程の所にあります。こちらもすべて耕作可能な状況に見受けられまし
た。

次に、受付番号の4番ですが、資料の方は19ページから21ページになります。
20ページをお願いします。場所は西根田集落の西100m程の所にあります。こちら
も耕作可能な状況に見受けられました。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 議案第1号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等
ございませんか。

4 番 4番の佐藤です。4番の無償移転ですが、先ほどの解約の時に同じ所有者で理由
が売買とありましたが、解約の筆数と3条の筆数に相違があると思います。その理
由が分かりましたら教えてください。

事務局 先ほど3筆の解約がありましたが、その内の1筆が無償移転で、この後中間管理
機構を利用しての売買2筆が提案されます。なお、3条の方は面積も小さいことか
ら無償となっております。

会 長 質問が無いようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第1号についま
して、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に
基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めま
す。

事務局 議案書22ページをお開きください。
議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決
定について意見を求める。

令和4年1月14日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 所有権移転の受付番号1番を朗読)

事務局 これを含み、同ページの受付番号2番までの2件、合計面積7,926平方メートル
となります。

続いて23ページの利用権設定の受付番号1番であります。

(議案書 利用権設定の受付番号1番を朗読)

事務局 これを含み、43ページの受付番号49番までの49件、合計面積245,897平方メー
トルとなります。なお、ただいま説明いたしました計画承認要請の内容は、農業経営
基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。利用権設定の受付番号8番から22番を除いて質疑
に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

3 番 3番の長崎です。利用権設定の2番について内容は良いのですが、小作料の表記
についてお伺いします。玄米2俵とありますが、2袋あるいは60キログラムという
表示方法は出来ないのでしょうか。

事務局 可能です。

9 番 9 番の三澤です。俵であれば60キログラム、袋であれば30キログラムになります。今回の場合は2俵なので120キログラムとなるわけですが、そのような見方で表現を変えた方が良いと思います。

事務局 それでは、表現の方法について、俵や袋の標記ではなくキログラム標記とすることを提案いたします。

会 長 次回の総会からはキロ数で表記することよろしいですか。

(異議なしの声)

会 長 他に質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第2号中、利用権設定の受付番号8番から22番を除いて、その他について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に、同じく議案第2号中、利用権設定の受付番号8番から22番については、議席番号2番長岐委員との関連がありますので、長岐委員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(2番 長岐正委員 退席)

会 長 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。議案第2号中、利用権設定の受付番号8番から22番について質疑に入ります。ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第2号中、利用権設定の受付番号8番から22番については、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩といたします。

(2番 長岐正委員委員 着席)

会 長 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。次に議案第3号「北秋田市農業振興地域整備計画変更案に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書44ページをお開きください。
議案第3号北秋田市農業振興地域整備計画変更案に対する意見について。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、変更案について意見を求める。
令和4年1月14日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。
(議案書により編入1件、除外1件の内容を説明)
以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会長 議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見等
ございませんか。

15番 15番の佐藤です。除外の地目は田ということですか。それから、権利を受ける人の
移動の関係はどうなりますか。

事務局 地目は田となります。また、今回は農振の編入と除外の意見を求められているもの
ですので、権利移動は発生しておりません。今後、転用の申請がされてから転用の
可否について総会で審議されることとなります。

11番 11番の佐藤です。54ページの除外の理由は適切なのでしょうか。

事務局 除外の申出書は農林課所管となりますが、添付の資料は農林課において処理され
たものの写しとなっております。申請理由につきましては農林課において適切だと
判断されております。

会長 他に質問が無いようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第3号につ
きまして、原案通り決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

会長 異議なしと認め決定いたします。次に議案第4号「令和3年分北秋田市農地賃借
料情報の提供について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書60ページをお開きください。
議案第4号令和3年分北秋田市農地賃借料情報の提供について。
令和3年分北秋田市農地賃借料情報の提供について意見を求める。
令和4年1月14日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。
(議案書により内容を説明)
以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見等
ございませんか。

7番 7番の武石です。公表される単価が農協で示す単価と乖離しているので、調整等
出来ないものでしょうか。

事務局 農業委員会で示す情報は農業委員会を經由したデータを基に算出しております。
農協での数値と乖離があっても、農業委員会のみを經由した数値であり、あくまでも
参考として使用していただきたいと思えます。

会 長 他に質問が無いようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第4号につ
きまして、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に議案第5号「農地の権利取得に係る下限面
積の設定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書62ページをお開きください。
議案第5号農地の権利取得に係る下限面積の設定について。
農業委員会の適正な事務実施についてに基づき、農地の権利取得に関わる下限面積
の決定について意見を求める。

令和4年1月14日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書により内容を説明)

先月の総会終了後に農政小委員会を開催し、県内における下限面積の設定状況や北
秋田市における取り扱いについて協議され、「市内全域で50アール要件を10アール
とすること」、「畑作については1アールとすること」をまとめたものでありま
す。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見等
ございませんか。

7番 7番の武石です。「ただし、2の(1)は除く」という表記はいらぬのではあ
りませんか。

事務局 2の(1)というのは、1アール要件となりますので、それを優先させるための
表記になっております。

9番 9番の三澤です。下限面積の設定の狙いはどのようなものですか。

事務局 下限面積は農地の転売等の抑制のため、北海道以外の全国全域で50アールと設定されておりますが、その50アールを市町村の状況に応じ農業委員会において設定できることとなっております。そのため遊休農地対策や新規就農の促進等を考慮し10アールと設定するものです。さらに畑作に限っては1アールと設定するものです。

会 長 他に質問が無いようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第5号につきまして、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。提出議案はすべて終了いたしました。以上を持ちまして1月の定例総会を終わります。